

東京都
新しい公共支援事業 基本方針

東京都生活文化局

1. 都における新しい公共の活動の現状等

(1) 人口、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等について

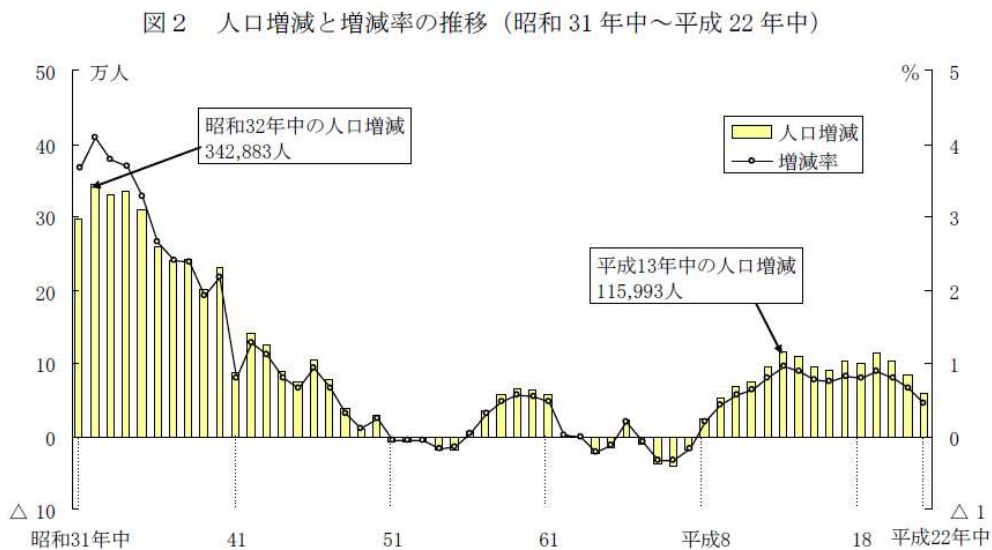
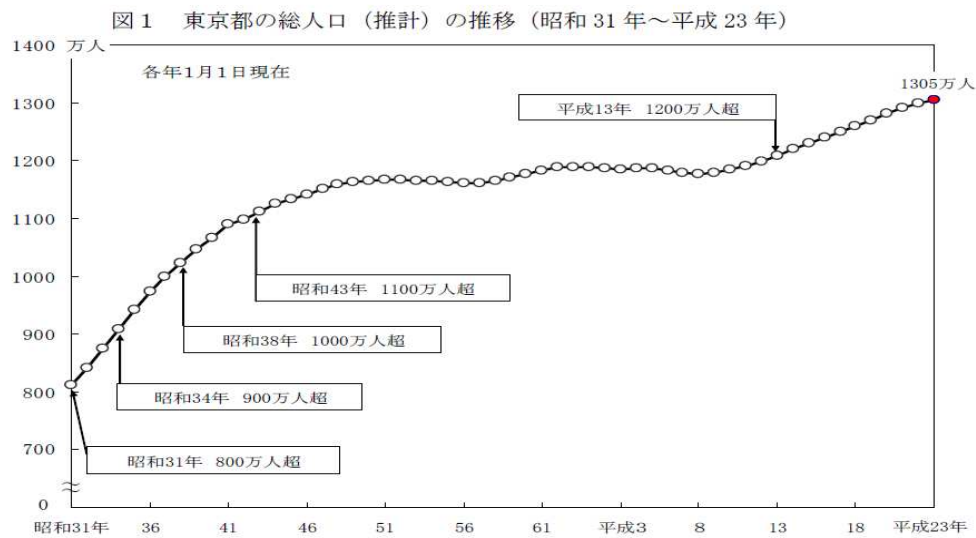
ア 人口

(ア) 総人口の動き

平成23年1月1日現在における東京都の総人口は13,050,454人で、人口増減は、平成22年の1年間（平成22年中）で59,212人の増加となった。

総人口の推移をみると、昭和43年に1100万人を超えてから平成13年に1200万人を超えるまで33年かかったが、1200万人を超えてから1300万人を超えるまでは10年であった。

最近10年間の人口増減の推移をみると、年間10万人前後で人口が増えてきたが、平成22年中は増加幅が6万人弱と縮小した。（図1、図2）



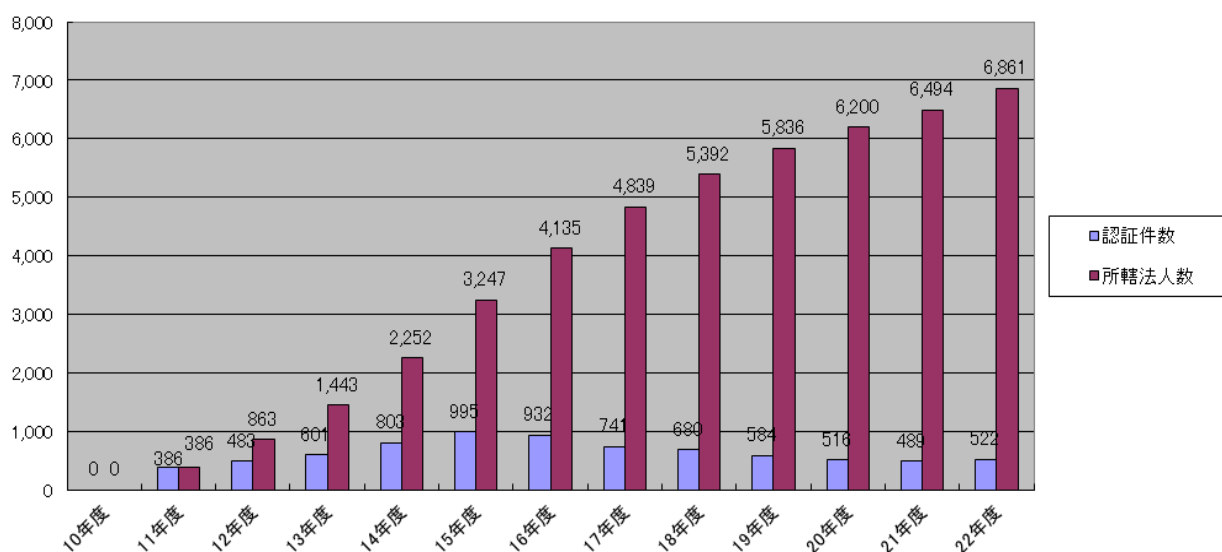
< 出典 > 東京都総務局統計部「人口の動き（平成22年中）」結果の概要（平成23年3月17日更新）

イ 特定非営利活動法人（NPO法人）

（ア）所管法人数及び件数の推移

東京都認証の特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）は平成23年3月30日時点で6,861法人となっている。平成22年12月31日時点での全国における認証法人数は41,619法人で、東京都所管のNPO法人は全国の約16%を占めており、この数は都道府県の中で突出した件数となっている。なお、都に事務所がある内閣府所管法人は2,547法人となっている（平成23年1月20日時点）。

また、認証件数を年度毎で見ると、平成15年度までは認証件数が前年度を上回る状態が続いており、それ以降においても、前年度と比べた新規認証件数は減少しているものの、毎年度500～700法人程度認証しており、今後も所管する法人数は増加していく傾向にあると言える。



（イ）法人の活動分野

平成23年3月末時点におけるNPO法人の主な活動分野については、「社会教育の推進」が3,660法人と一番多く、続いて「保健・医療又は福祉の増進」(3,508法人)、「子どもの健全育成」(2,614法人)、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」(2,520法人)、「まちづくりの推進」(2,113法人)となっている。また、どの分野も毎年増加しており、NPO法人の活動は住民生活の幅広い分野に及んでいることがうかがえる。

分野別累計(平成23年3月31日現在)

社会教育	保健医療	子どもの健全育成	学術文化	まちづくり	その他	計
3,660	3,508	2,614	2,520	2,113	14,466	28,881

平成22年度法人設立認証件数: 522団体

認証団体数: 6,861 団体(平成23年3月31日現在)

ウ 公益法人

平成22年12月31日時点での公益法人数は57法人となっている。なお、東京都所管の特例民法法人数は759法人である。

エ 社会福祉法人

平成22年4月1日時点で1,001法人となっており、5年前の平成17年度時点での974法人からやや増加している。

オ 学校法人

都内の学校法人数は、平成23年4月1日時点で824法人となっている。

カ 地縁組織等

都内における町会・自治会の数は平成22年1月1日時点で8,857団体となっている。5年前の平成17年時点では8,802団体と大きな差はないものの、ほぼ毎年新規設立が数件ある状況である。また、区と市町村でわけてみても、区では4,442団体、市町村では4,415団体と地域によるばらつきも少なく、都内自治体のほぼ全てに町会・自治会は存在している。

(2) 新しい公共の活動の現状認識

ア これまでの取組

都は平成13年8月に「協働の推進指針」を策定し、全庁的に社会貢献活動団体との協働を推進していくために、協働に関する基本的な考え方、協働相手の選定など各部局の事業に協働の手法を取り入れるための進め方及び協働を推進するための環境づくりを示した。これに基づき、平成14年3月には、事業実施部署が実際に協働を行う際の参考となるように、社会貢献活動団体に関する基本的な説明や協働を進める手順等を示した「社会貢献活動団体との協働マニュアル」を策定、平成15年1月には都・区市町村の先進的事例、取組を紹介した「社会貢献活動団体との協働事業事例集」を作成するなど、社会貢献活動団体との協働を推進するための活動に早い時期から取り組んでいる。

また、平成17年11月に「行財政改革の新たな指針」を策定し、平成18年には「行財政改革実行プログラム」において、「スリムで仕事ができる効率的な行政」の実現のため、官民の役割分担を原点から見直し、行政サービスの提供や公共的な課題の解決に多様な主体が関わる、豊かな「公」を構築することを一つの柱に掲げ、その具体的な取組として、企業、NPO、自治会等との連携を図るモデル事業の実施や、環境、防犯等様々な分野での組織・団体等との協働の取組を推進してきた。

イ 取組の成果

東京都における新しい公共支援事業の対象は、主に人的、財政的基盤が脆弱な特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織（以下「NPO等」という。）である。社会貢献団体（NPO法人、ボランティア団体及び市民活動団体）を例に取ると、これまでも、都との協働事業は平成14年度の154件から平成21年度には210件となるなど（平成21年度社会貢献活動団体等との協働事業実施状況調査結果）着実に実績を上げている。

これ以外にも、東京ボランティア・市民活動センターと協力して、NPOの運営等に関する相談や専門的な人材育成、ネットワークの構築、普及啓発など多岐に渡る支援活動にも取り組んでいる。

2. 「新しい公共」の活動を推進する上での課題

(1) 協働における課題

- ア 都は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して、NPO法人等と行政との協働を進めてきたが、マッチングするまでには調整時間を要する。
- イ 平成10(1988)年の特定非営利活動促進法(NPO法)の制定以来、都のNPO法人数は年々増加し、平成23年1月末現在、6,762法人と全国の約6分の1を占めている。しかしながら、脆弱なNPO法人も数多くあり、行政との協働が成立するNPO法人が特定されがちな傾向にある。
- ウ 行政側も信頼できるNPO等との協働を希望しており、選定される際にNPO等の組織や活動実態等が重要になっている。
- エ 多様な担い手(マルチステークスホルダー)からなる新しい公共の体制づくりには、多様な団体間の連携が必要であるが、NPO等における連携が図られていないことが多々あり、団体相互の理解を深め、連携して地域の課題解決に臨むことが必要である。
- オ 防犯、防災、福祉、教育など公共的課題の担い手として、NPOやボランティア、企業、町会、自治会など地縁組織が多様な担い手(マルチステークスホルダー)となるには、協働の取組を推進する体制、仕組みづくりを構築することが必要である。

(2) NPO法人の活動における課題

- ア 現在の活動において解決すべき課題として、最も多くの法人が挙げているのは、「寄附が集まらない」、「事業による収益が十分あがらない」、「民間助成金が獲得しにくい」などといった財務・資金面での課題である。
- イ 続いて、「労務管理や会計に精通している専門スタッフがいない」、「スタッフのスキルアップの機会が少ない」、「スタッフの不足」といった人材面での課題、「新規の会員が集まらない」、「行政等に報告する事業報告・決算書等の作成に労力がかかる」、「事業の計画・実施・評価のPDCAサイクルが十分に行えていない」といった組織運営面での課題を多くの法人が挙げている。
- ウ また、事業活動面においても、「効果的な広報・PR方法がわからない(できない)」、「参加者が集まらない」、「活動がマンネリ化している」、「期待される事業の効果があがらない」、「他団体と連携ができない」といった課題を抱えている法人は多く存在する。

(3) NPO法人指導における課題

- ア 法令等に違反する事実がなく、要件を満たせば認証されるNPO法人の認証制度上、実態としては認証後の活動内容に疑義のあるNPO法人も存在している。
- イ また、事業報告書等の提出がなく督促を受けている法人が約2割存在している。3年以上事業報告書の提出がない法人については認証取消等指導も行なっているが、活動実態を捕捉しきれないこうしたNPO法人への指導は今後の認定NPO法人の制度改正に鑑みても、喫緊の課題となっている。
- ウ 悪質な法人に対し取消を行うにも、業務報告及び業務改善命令を行うことが前提となっており、こうした手続きをとっている間に法人が自主的に解散してしまう場合、手立てがない。

(4) 被災地(者)への支援における課題

- ア 東日本大震災の被災地(者)への対応の諸課題に向けた取組については、柔軟な対応と継続的な被災地(者)支援への連携・協働が求められている。

3. 「新しい公共」の活動を推進するための取組方針

(1) 新しい公共支援事業(2年間)の取組方針

ア 基本方針

「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、地域における「新しい公共」の拡大と定着を図る。併せて、継続的な被災地(者)支援への連携・協働を推進する。

イ 目標

「新しい公共」の定着と拡大を図ることを目的として、以下の目標を掲げる。

- (ア) 研修講座・専門家派遣など様々な支援を実施し、NPO等の活動における諸課題の解決を図ることによって、NPO等の活動がこれまでよりも発展的になるための活動基盤整備をする。
- (イ) 各種支援事業や広報活動等を通じて、NPO等にとって寄附や融資を受けやすい環境が構造的に整備され、NPO等の活動が自立・定着していく体制の構築及び機運醸成を図る。
- (ウ) 事業報告書の提出など法的義務の遵守や、法人の情報開示促進などを徹底していくことにより、NPO等に対する透明性・健全性を向上させていく。
- (エ) 地域の諸課題に対して、行政とNPO等、多様な参加者による協働の場が都内のいたるところに設置され、支援事業終了後においても、この枠組みを活用して地域における様々な取組を継続して実施する体制を構築する。

ウ 重点事項等

(ア) NPO等の活動の発展

現在の活動をより発展させていきたいと意欲を持っているNPO等が抱えている、財務・資金、人材、組織運営、事業活動などにおける諸課題の解決を図っていくため、財務、事業計画、労務、広報PR、寄附募集などの各種研修や専門家の派遣等を実施し、活動基盤の整備・強化を図っていく。

なお、NPO等に対する透明性・健全性を向上させ、新しい公共の担い手にふさわしい法人となる後押しをするべく、特に財務等に関する支援を重点的に行っていく。

(イ) 地域との連携

地域における諸課題の解決を行政とNPO等、企業などが連携して取り組んでいく体制を構築し、この枠組みを活用して継続的に協働が行われる環境を作るため、モデル事業への支援を実施する。

(ウ) 中間支援組織等の活用・支援

ガイドラインの趣旨に基づき、可能な限り、中間支援組織等との協調と連携を図って実施していく視点から、モデル事業を除く支援事業は、プロポーザルに基づいて中間支援組織等に委託するなど、中間支援組織等を積極的に活用していく。

また、中間支援組織等は、NPO等の支援を最も身近な立場で行っていることに鑑みて、中間支援組織等のレベルアップ・強化のために、中間支援組織等に対する人材育成等のための支援事業も実施する。

(2) 将来の展望 (事業実施による波及効果)

ア 新しい公共の場づくり、市民の参加

多様な参加者による推進組織など協働の場が設置されるとともに、「自助」、「共助」、「公助」のバランスが整った社会が構築される。

イ 寄附文化の発展

NPO等における寄附金集めに関するノウハウの充実及び寄附者に対する適切な情報開示や透明性の向上により、NPO等への寄附文化が醸成される。

ウ 担い手の自立的活動の発展

活動支援事業等を実施することにより、寄附金や金融機関からの融資充実による財務面での体力強化や、財務諸表作成、広報活動など人材面での体力強化の結果、NPO等の活動が行政に過度に依存することなく自立する。

エ NPO等の情報開示

支援事業で採択したNPO等を中心に、NPO等全般で情報開示が促進される。

オ 融資利用等の事務手続きに係るスキルの向上

融資申請に係る書類作成などにおけるNPO等の能力が向上し、金融機関等による融資が円滑になることによって、NPO等の活動が活性化する。